

らんにて、古き家來は邪魔になり、自由に成にくき故押籠などし、新參者或は輕き者を取擧て、家臣などにもする也。左様のものは主人の惡事をも不諫もの故、自然と風俗も惡敷成行也。然共古き家にて、善き臣下もある輩は左もあるまじ。享保六年九月御譜代衆を召て、於御黒書院微細の上意あり。其節も筋目もなき者を取立、重職を申付るに因て、風俗新敷成り、又は聊の事にも暇出し候事など、不便に思召との事は何れも存知の事也。將又大名衆へ番所其外被仰付候節、雇人にて相勤る事達上聞。此事は軍役を欠候と同じ筋と上意有之候。今時雇人にて相勤むる衆多し。勝手不如意故小身衆は、士をも相應の浪人を雇ひ指出す衆も有之也。萬一大事も出來の時は、皆散々に成なんとをかしく思ふ。惣て家來とても頼少き時節に成行也。大名は如右。また旗本衆には御役高と云事ありて、御役の内は人多く召使ぬれども、御免被成と本高に成故皆暇出す。依之家來も一季半季の者同然の心持にて、何とぞ事ありても、中々一命を抛つ程には至らぬ筈也。むかし或大將諸卒を非道を以て召使ふにより、怨を含みける所に、軍出來て戰に臨みしに、毎戰

皆散り／＼に落行て、只主從三騎に成ぬ。時に二人の者最早不叶時節と思ひ、既に敵陣へかけ入んとする時、彼大將二人の者に向ていふ様は、志は神妙なれども、主人の爲を思はゞ、此所は落延て我と志を一つにせよ。若くは時を得る事もやあらんと云。二人笑て云けるは、只今打死いたす事、日頃非道に召使給ふ故に、全く主家の爲をば不存。此所に討死せでは、末世に武名を汚さん事口惜し。夫故一己を潔くせん爲迄の討死也と云ければ、彼人赤面し無言にて只一人逃行けると也。今時家久しき者をば不用して、筋目なき輕き者に執權を申付る。依之飽まで驕を極む。己が驕ある故に主君を諫る事をもせず、却て主君の好む事迄を考てすゝむる也。是偏に一己の驕を主君に咎めらるまじき手段也。主人も其者に驕ありと知ながら、一分の榮耀をするがよきまゝに、しらぬふりをする故に、益其奢侈つものりぬる者也。是皆諸士諸卒困窮の本也。か様の事を愚なる者は、そのもの一人を恨み疾て、上には知給はぬ事也。彼者ものゝ私欲をする故に如此といへども、それは近頃愚なる事なり。其證據には明君上に立ば、左様のものすゝめても奪得

ず。然は畢竟主君の愚闇故也。又邪智ありて私欲第一にて、主君の爲をば不思、己が爲迄を思ふものありて、主人の前にては不如意を直し候はんとて、様々の新法を巧み、主に能くおもはれんとす。新法にても外にすべき品なければ、家來を追出し又は月俸を不渡、主人に活計をさせ己は飽まで驕るなり。さも淺間しき事どもなり。

右の趣は予が自己の思惟をかけるにもあらず、只目に遮り耳に觸る所を以て書記しぬ。見る人片腹いたくもあらめ、よし／＼其段不苦笑ひ給へと空賢々々。

追啓。此頃いろはを覺ける位ゆゑ、文字さだかならず。依之くはしくがなを付申なり。

一、久能山東照宮の遷座式

寛保二年壬戌四月二十二日、駿州久能山東照宮下遷宮有之に付、爲御名代・高家の内前田信濃守殿へ被命、十八日江府出途、二十七日歸府、二十八日歸府の御禮被仰付、直に此方へ御出に付、兼て久能の首尾御物語可被成旨、御約束故相尋候處、久能は駿府城下より三里隔り高山に候。二十二日山下の宿坊徳本院へ參着。別當職。學頭也。前格にて饗應有之候。

扱裝束改之、別當並町奉行筒井内藏・目代岸本監物等同道致登山候。切石を以て江府の愛宕の坂の如く疊あげ、坂幅は三四間計可有之候。左右に袖摺の石至て綺麗に候。甚急成坂故五間計にて折を付候事、十七折有之、中々難登、二三ヶ度所々にて立休ひ候。坂半より上、當地見付御門程の舛形門有之、士並足輕番所も有之、弓・鐵炮・長柄等節之、入者出者共に切手を以て致往來候。坂中松の茂より海面遙かに見え絶景に候。坂を登過候へば寺院八坊有之候。御本營迄は又二坂あり。坂の内六町と候へども拾町とも覺候。其坊の内に玉泉院と云宿坊へ落着、是にて致休息候。前例も此所にて裝束相改事に候。扱右人々暨御普請奉行御使番等同道にて、御本殿・御假殿其々致見分、重て玉泉院へ立歸相待候。自公儀宿坊に被仰付候故、清めの浴室も手支無之候。本例は徳本院迄罷歸り、重て致登山管に候得共、前格も有之玉泉院に罷在候。御遷宮は酉の刻より、戌の刻過迄に候。其内一山の燈火を始め打消、闇中に御遷宮有之事に候。三本立の神供を準備段々執行有之、畢て一山に燈火を點じ、提灯等迄もともし致案内候。早速束帯にて罷出、御名